

## 埧町雨水貯留施設設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び水資源の有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置するものに対し、予算の範囲内において埧町雨水貯留施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、埧町補助金等交付の一般基準に関する規則（平成17年埧町規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留施設」とは、建物に降った雨を雨どいから分岐器具を介して貯留する雨水貯留槽及び附属設備であつて、貯水量が200リットル以上（複数の雨水タンクを設置し、その貯留容量の合計が200リットル以上である場合を含む）の市販されているものをいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 埧町内で雨水貯留施設を設置する建物を所有又は占有（所有者の同意得た場合に限る。）する個人又は法人であること。
- (2) 町税を完納している者であること。

### (対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象経費は、雨水貯留施設（附属設備を含む。以下同じ。）の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費、諸経費とする。ただし、自己施工分の工事費、諸経費等を除くものとする。

- 2 補助金額は、対象経費の3分の2とし、50,000円を限度とする。
- 3 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設の設置に係る経費は補助金の対象としない。
  - (1) 既に補助金の交付を受けた雨水貯留施設の修繕費及び改良費
  - (2) 補償等に伴う機能回復により設置する雨水貯留施設
  - (3) 交付決定通知を受ける前に設置した雨水貯留施設
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象として不適当と認める経費

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埧町雨水貯留施設設置補助金交付申請書（様式第1号）により交付申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 建物所有者を確認できる書類
  - (2) 設置前の写真
  - (3) 補助対象経費の概算を確認できる書類（見積書又はカタログ等）
  - (4) 建物所有者の同意書（申請者と建物所有者が異なる場合に限る。）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (審査及び交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認める

ときは補助金の交付を決定するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、条件を付して交付を決定することができる。

- 2 町長は、前項の交付を決定したときは、申請者に対して埤町雨水貯留施設設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による審査を行った場合において、全部について不相当と認めるときは、申請者に対して埤町雨水貯留施設設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助の対象となる雨水貯留施設を設置する事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに埤町雨水貯留施設設置補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、埤町雨水貯留施設設置補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、雨水貯留施設の設置完了後、速やかに埤町雨水貯留施設設置補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し（明細を含む。）
- (2) 設置後の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（設置確認及び補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があつた時は、30日以内に設置状況の確認及び適否の審査を行い、埤町雨水貯留施設設置補助金交付額確定通知書（様式第7号）により確定した交付金額を通知するものとする。

- 2 交付決定者は、設置確認が適正に行われるよう協力しなければならない。
- 3 町長は、実績報告書及び設置確認の全部又は一部について、不相当と認めた内容及び構造については、条件を付し、期日を定めて修正及び構造の変更等を指示した上で交付対象とすることができる。
- 4 交付決定者が、前項の期日以内に指示に従わず、雨水貯留施設の適正な機能が確保できないと認められる場合は、町長は、交付決定通知日に遡り、第6条第3項の規定による不交付決定通知を行うものとする。ただし、申請者が指示に従わない場合であっても、雨水貯留施設の適正な機能を確保できると認められるときは、町長は、適正な額に限って補助金額を確定することができる。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条第1項の規程による通知を受けたときは、速やかに埤町雨水貯留施設設置補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の趣旨に反する行為があつたと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、埴町雨水貯留施設設置補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金を交付しているときは、埴町雨水貯留施設設置補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(維持管理及び処分制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留施設の機能を良好に保つための管理を行い、雨水の流出抑制及び有効利用に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の日から5年を経過する日までは、町長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月25日から施行する